

広島県教育委員会訓令第五号

本 地 方 機 関 庁  
 県 立 学 校  
 学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県教育委員会  
 教育長 下 崎 邦 明

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級（再任用職員以外の職員の場合）

行政職給料表	教育職給料表(二)及び(ロ)	教育職給料表(三)及び(イ)	研究職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)及び医療職給料表	医療職給料表(三)
7級			5級の5号給以上	4級		
6級	4級		5級の4号給以下			
5級	3級	4級 3級の17号給以上		5級		5級
4級	特2級の89号給以上		4級	3級	4級	4級
3級	特2級の88号給以下	3級の16号給以下 特2級	3級	2級	3級	3級
	2級の37号給以上	2級の45号給以上				
2級	2級の25	2級の37	2級の29	1級の13	2級の9	2級の5

	号給から 36号給ま で	号給から 44号給ま で	号給以上	号給以上	号給以上	号給以上	号給以上
1級	2級の24 号給以下 1級	2級の36 号給以下 1級	2級の28 号給以下 1級	1級の12 号給以下	2級の8 号給以下 1級	2級の4 号給以下 1級	

備考 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、学芸課長については、3級57号給以上の職務は、行政職給料表4級に相当する職務として取り扱う。

## 別表第二（第二条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級（再任用職員の場合）

行政職給 料表	教育職給 料表(ロ)及 VI(ロ)	教育職給 料表(イ)及 VI(イ)	研究職給 料表	医療職給 料表(一)	医療職給 料表(二)及 び医療職 給料表	医療職給 料表(三)
7級				4級		
6級	4級		5級			
5級	3級	4級 3級			5級	5級
4級			4級	3級	4級	4級
3級	特2級 2級	特2級 2級	3級	2級	3級	3級
2級			2級	1級	2級	2級
1級	1級	1級	1級		1級	1級

備考 この表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に適用する。

### 附 則

(施行期日)

- この教育委員会訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

- 改正後の職員の旅費の支給に関する規程の規定は、この教育委員会訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。